

議案第40号

ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設設置及び管理条例の一部
を改正する条例制定について

ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条
例を別紙のとおり制定する。

令和4年 3月 2日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設設置及び管理条例の一部を
改正する条例

ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設設置及び管理条例（平成29年条例第
21号）の一部を次のように改正する。

別表第1 陶芸室の項及び同表備考5を削る。

別表第2 陶芸室の項を削る。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設設置及び管理条例新旧対照表

旧					新					備考
別表第1 (第6条, 第13条関係) 有料施設使用料					別表第1 (第6条, 第13条関係) 有料施設使用料					
使用時間 区分 使用施設 区分	午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時30 分から午後5 時30分まで	午後6時から 午後9時30 分まで	使用時間 区分 使用施設 区分	午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時30 分から午後5 時30分まで	午後6時から 午後9時30 分まで	
101研修室	円 810	円 540	円 540	円 940	101研修室	円 810	円 540	円 540	円 940	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
305講師控室	330	220	220	380	305講師控室	330	220	220	380	
陶芸室	570	520	520	1,150						
備考 1～4 略 5 この表において「陶芸室」とは、ひたちなか市大字津田2732番地に所在するものをいう。					備考 1～4 略					
別表第2 (第13条関係) 有料施設使用料					別表第2 (第13条関係) 有料施設使用料					
使用時間 区分 使用施設 区分	午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時30 分から午後5 時30分まで	午後6時から 午後9時30 分まで	使用時間 区分 使用施設 区分	午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時30 分から午後5 時30分まで	午後6時から 午後9時30 分まで	
101研修室	円 400	円 270	円 270	円 470	101研修室	円 400	円 270	円 270	円 470	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
305講師控室	160	110	110	190	305講師控室	160	110	110	190	
陶芸室	280	260	260	570						
備考 別表第1の備考と同じ。					備考 別表第1の備考と同じ。					